

寒川町告示第20号

寒川町証紙条例（平成12年寒川町条例第7号）第5条第3項の規定により、次の販売者の指定を取り消したので告示する。

平成31年2月26日

寒川町長 木村俊雄

指定を取り消した販売者の名称 ファミリーマート寒川大曲店

当該販売者の代表者 武山 晋作

同上の所在地 寒川町大曲一丁目15番3号グレイス石塚